

利用調整基準の改正について

1. 利用調整基準の改正について

(1) 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、保留通知を目的とした申込者の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見が寄せられるなど、新たな課題がでてきた。

そのため、保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し、育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設、医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正を行う。

(2) 意見公募について

① 実施期間

令和元年 6 月 27 日(木)～令和元年 7 月 29 日(月)

② 意見の提出状況

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 0 件
- ・その他の意見及び提出の規定に満たない意見の概要 4 件

③ 公表及び改正時期

- ・結果の公表：令和元年 8 月 29 日公表。
- ・要綱の改正：令和元年 9 月 14 日より施行。ただし、令和 2 年 4 月 1 日入所分より適用する。

④ 意見の概要

別紙 1 参照。

(3) 改正の概要

- (1) 保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し
- ・保護者が障がい事由で申し込みをしている場合の、調整点数「世帯の状況」の項目における「保護者の疾病・障がいを除く」という規定の削除。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | | |
|-------|-----|--|---|------------------|-------|-----|--|---|
| 世帯の状況 | 保護者 | 身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A の交付を受けている場合。 | 5 | 「④保護者の疾病・障がいを除く」 | 世帯の状況 | 保護者 | 身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A の交付を受けている場合。 | 5 |
| | | 身体障害者手帳 3 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B1 以下の交付を受けている場合。 | 3 | | | | 身体障害者手帳 3 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B1 以下の交付を受けている場合。 | 3 |

(2) 育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設

- ・ 育児休業の延長が許容できる方について、「調整点数△90点」の適用。

| | | |
|-------------|------------------------------------|-----|
| 保育の 代替手段 | 希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合。 | △90 |
|-------------|------------------------------------|-----|

(3) 医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正

- ・ 医療的ケア児の保育施設入所に関しては、通常の利用調整によらない優先枠を設け、優先利用ができるように要綱を改正。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------|--|--------------|--|
| 第 17 条 | 福祉事務所長は、第13条の保育利用の申込及び所管する区域に所在する保育所等への利用について他の市町村長から受けた調整の依頼に対して、第15条及び第16条の審査及び調査に基づき、利用調整を行う。 | 第 17 条 | 福祉事務所長は、第13条の保育利用の申込及び所管する区域に所在する保育所等への利用について他の市町村長から受けた調整の依頼に対して、第15条及び第16条の審査及び調査に基づき、利用調整を行う。 |
| 2 | 前項の規定にかかわらず、他の市町村の区域に所在する保育所等への利用申込を受け付けた場合にあつては、福祉事務所長は、これを管轄する市町村長に対し、利用調整を依頼する。 | 2 | 前項の規定にかかわらず、他の市町村の区域に所在する保育所等への利用申込を受け付けた場合にあつては、福祉事務所長は、これを管轄する市町村長に対し、利用調整を依頼する。 |
| 3 | 第1項の利用調整において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条第1項第3号の目的で連携施設を確保している場合においては、原則として、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供することを優先するものとする。 | 3 | 第1項の利用調整において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条第1項第3号の目的で連携施設を確保している場合においては、原則として、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供することを優先するものとする。 |
| | | 4 | <u>医療的ケアが必要な子どもの保護者が医療的ケア実施園への保育利用の申込を行う場合においては、原則として、第1項の利用調整によらず教育・保育を優先的に提供するものとする。ただし、他の市町村長から受けた調整の依頼に基づくものは除く。</u> |

R1.9.5 子ども子育て会議
教育・保育部会
利用調整基準の改正について

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱」の一部改正
に対する意見の概要及び神戸市の考え方

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱」の一部改正にあたり、皆様よりご意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する神戸市の考え方をまとめましたので次のとおりお知らせいたします。

【意見募集の期間】

令和元年6月27日（木）～令和元年7月29日（月）

【意見募集の概要】

意見の提出状況合計 3通4件

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 0件
- ・その他の意見及び提出の規定に満たない意見の概要 4件

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

【その他の意見の概要及び神戸市の考え方】

| No | 意見の概要 | 神戸市の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | 同一点数時の順位表の「5 直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順」について、直近の育児休業の有無などにより、税額が左右されるため、「社会的・経済的状況」を適切に判断できていないのではないか。 | 平成30年度以前の選考にあたっては、同一点数時の判断基準として「5.社会的・経済的状況」を設けておりましたが、基準が不明瞭であるとのご意見が多く、平成31年度より、細分化を行い、現行10項目の基準により、同一点数時の判断をしております。 現行の同一点数時の順位表の「5 直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順」については、直近の世帯所得を確認し、経済的状況の判断を行っております。昨年中の就労状況により、所得は変動することになりますが、様々な所得がある中で公的に直近の世帯所得を判断するものとしては、事務的なことを考慮しても「市区町村民税」を基準とすることが最適であると考えております。 |
| 2 | 就労は最大で「100点」、就学は最大で「80点」の基本点数が設けられているが、状況によれば就学は就労よりも時間の融通が利かないこともあり、就学も最大「100点」の点数をつけてほしい。 | 就労は生活に直結することであり、就労できないことによって生活基盤に影響が出る可能性があるため、就労と就学に差を設けております。 |

R1.9.5 子ども子育て会議
教育・保育部会
利用調整基準の改正について

| | | |
|---|---|--|
| 3 | <p>調整点数の「きょうだいと同時に申込をする場合、すでにきょうだい保育所等を利用している場合」において、加点が設けられているが、こども一人でも入所できていない状況が続いていけば優先的に入所ができるようにしてほしい。</p> | <p>兄弟姉妹で保育所等を利用される際、別々の施設に入所することになった場合の保護者の送迎、行事への参加などの負担を考慮し、同時期・同じ保育所に入所できるよう配慮する趣旨で加点を設けております。</p> |
| 4 | <p>調整点数の「児童を同居の親族に預けることが可能である場合」において、「-3点」の項目が設けられているが、「同居の親族」に限定することなく、市内や区内等、現実的に保育の代替手段を有している世帯に対しての減点の設定をより明確にすべきではないか。</p> | <p>平成29年度以前は、同居の親族（65歳未満の者に限る）だけに限らず、祖父母（65歳未満で保護者住所地と概ね同一区内在住の者に限る。）に預けることが可能である場合においても-3点の対象としておりました。しかしながら、神戸市で同一区内に居住している場合であっても保育に関する協力を得られていない場合もあることから、保育を必要とする世帯の実情に合わせた「調整基準」となるよう求める声が多く、平成30年度入所より現行の基準に改正した経緯があります。</p> <p>現実として、同居をしていない親族（祖父母等）が一定の保育の代替手段となっている可能性はありますが、保育の代替手段に関する個々の世帯の状況を把握するのは困難であり、「同居の65歳未満の親族」のうち、保育ができることが認められる方がいる世帯に限定して、「-3点」の項目を設けております。</p> |